

厚木市建設工事共同企業体取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別共同企業体とは、厚木市が発注する工事を対象として、中小建設業者の受注機会を増大するとともに、建設工事の確実で円滑な施工及び市内業者の技術の向上を図るため、特定の工事ごとに結成され、かつ、施工を共同で行うことを目的とした共同企業体のことをいう。
- (2) 経常共同企業体とは、中小建設業の振興を図るため、優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化することを目的として結成された共同企業体のことをいう。

(特別共同企業体の対象工事)

第3条 次の各号に定める規模の工事は、特別共同企業体により施工する工事（以下「特別工事」という。）とすることができる。

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 土木一式工事 | 設計額がおおむね3億円以上のもの |
| (2) 舗装工事 | 設計額がおおむね1億円以上のもの |
| (3) 建築一式工事 | 設計額がおおむね3億円以上のもの |
| (4) 電気工事 | 設計額がおおむね1億円以上のもの |
| (5) 管工事 | 設計額がおおむね1億円以上のもの |
| (6) 造園工事 | 設計額がおおむね1億円以上のもの |

2 前項の規定にかかわらず、工事内容、経済情勢等を総合的に勘案のうえ、市長が工事の確実かつ円滑な施工を図るため、技術力等を結集する必要があると認めたものについては、特別工事とすることができる。

(特別共同企業体の構成員数)

第4条 特別共同企業体の構成員の数は、2又は3社とし、工事の種類、規模等を勘案して市長が定めるものとする。

(特別共同企業体の組合せ)

第5条 構成員の組合せは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別工事に対応する工事種別について、規程第6条の入札資格者名簿に登録されている者で経常共同企業体でないものの組合せであること。
- (2) 構成員は、1件の特別工事について、2以上の特別共同企業体の構成員でないこ

と。

(特別共同企業体構成員の資格要件)

第6条 市長は、特別共同企業体により競争入札を行わせる場合においては、発注する特別工事ごとに、その構成員の資格要件を設定することができる。

2 前項に規定する構成員の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 特別工事に係る公告の日から入札の日までの間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(2) 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内に営業の本拠を有する個人であること。

(3) 特別工事の規模、内容及び技術的難易度等を総合的に勘案し、施工に当たり必要と認める次の事項について、発注する特別工事ごとに市長が決定する条件を満たす者であること。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設業の許可の種類、区分及び許可を有してからの営業年数

イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)結果通知書の総合評点の範囲

ウ 特別工事と同種同規模以上の工事又は必要と認める規模以上の同種工事の施工実績

エ 特別工事に係る配置予定技術者の資格及び実績

(4) 手持ち工事制限等その他市長が特に必要と認める事項

3 前項第2号に規定する資格要件については、市長が特に必要と認めるときに限り、市内に支店若しくは営業所等を有する法人又は市内に本社、本店若しくは支店、営業所等を有しない法人に拡大することができる。

(特別共同企業体の結成方法及び代表者)

第7条 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 特別共同企業体の代表者は、経営事項審査結果通知書の対象工事に係わる工種の総合評点が最大の者とする。

(特別共同企業体の出資割合)

第8条 特別共同企業体の各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 2社の場合 1社につき10分の3以上

(2) 3社の場合 1社につき10分の2以上

2 特別共同企業体の代表者は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。

(特別共同企業体に係る競争入札の公告)

第9条 市長は、特別共同企業体により競争入札を行う場合には、あらかじめ次に掲げる

事項を公告するものとする。

- (1) 特別共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 申請書類、受付期間及び受付場所
- (5) 第6条の規定に基づき設定した資格要件、特別共同企業体の結成方法、代表者要件及び出資割合
- (6) 認定資格の有効期間
- (7) 入札書の提出方法等その他市長が必要と認める事項

(特別共同企業体の資格申請等)

第10条 競争入札に参加しようとする特別共同企業体の代表者は、公告に定める期限までに競争参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を市長に提出し、競争入札の参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 前項の規定による資格確認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 特別共同企業体協定書
- (2) 各構成員の委任状
- (3) 各構成員の承諾書
- (4) 各構成員の施工実績調書
- (5) 配置予定技術者調書
- (6) 技術者の資格確認できるもの等その他市長が必要と認める書類

(特別共同企業体の資格認定等)

第11条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、特別共同企業体が第5条から第8条までに定める要件すべてに該当すると認めたときは、競争入札に参加することができる者（以下「入札参加企業体」という。）として、認定するものとする。

2 前項の認定は、認定の対象となった特別工事についてのみ有効とする。ただし、当該特別工事を請け負った者については、当該特別工事と密接に関連する工事についても有効とする。

(特別共同企業体の資格審査結果通知)

第12条 市長は、前条の規定により入札参加企業体の認定を行ったときは、その結果を書面により特別共同企業体の代表者に通知するものとする。

2 前項の場合において、認定しないこととした特別共同企業体の代表者には、その理由を付さなければならない。

(特別共同企業体の資格喪失)

第13条 入札参加企業体のいずれかの構成員が、第11条の規定による資格認定後において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該構成員を含む入札参加企

業体は、特別工事の競争入札に参加することができない。

- (1) 規程第3条に規定する本市の入札に参加資格を有しないこととなったとき。
- (2) 第6条第2項に規定する構成員の資格要件を満たさないこととなったとき。
- (3) 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 前項の場合において、市長は、入札参加企業体の代表者に対して、競争入札に参加できない理由を付して書面により通知しなければならない。

(特別共同企業体に係る入札の中止)

第14条 市長は、特別共同企業体による競争入札を行う場合において、入札参加企業体が2者に満たないときは、競争入札を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により競争入札を中止した場合は、直ちにその旨を公告するとともに、入札参加企業体の代表者に書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により競争入札を中止した場合は、当該特別工事は、単体発注に切り替えるものとする。

(特別共同企業体の認定有効期間)

第15条 入札参加企業体の認定の有効期間は、競争入札の結果落札した入札参加企業体については、第12条第1項の規定による通知をした日から当該特別工事の完了後2年までとし、その他の入札参加企業体については、同項の規定による通知をした日から落札した入札参加企業体が契約を締結する日までとする。

(経常共同企業体の対象工事)

第16条 経常共同企業体の対象となる工事は、共同企業体としての総合評点を算出し、その総合評点に相応する範囲の工事とするものとする。

(経常共同企業体の構成員数)

第17条 経常共同企業体の構成員数は、2又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5社までとすることができるものとする。

(経常共同企業体の組合せ)

第18条 経常共同企業体構成員の組合せは、次のとおりとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業者による組合せであること。
- (2) 経常共同企業体として入札の参加を希望する工種に関し、規程に定める入札参加者の資格を有すると認められる者の組合せであること。この場合において、構成員が入札参加者として入札参加登録することを要しない。
- (3) 構成員は、2以上の経常共同企業体の構成員でないこと。

(経常共同企業体の技術的要件)

第19条 経常共同企業体の構成員は、次の技術的要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事と同種の工事について元請としての施工実績を有すること。ただし、元

請としての施工実績がない構成員で当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。

- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- (3) 工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあっては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

（経常共同企業体の出資割合）

第20条 経常共同企業体の各構成員の出資割合は、次のとおりとする。

- (1) 2社の場合 1社につき10分の3以上
- (2) 3社の場合 1社につき10分の2以上
- (3) 4社の場合 1社につき10分の1.5以上
- (4) 5社の場合 1社につき10分の1.2以上

（経常共同企業体代表者）

第21条 経常共同企業体の代表者は、構成員において決定されたものとする。

（経常共同企業体の資格申請等）

第22条 入札参加者の資格の認定を受けようとする経常共同企業体は、規程第4条第1項の規定により申請手続を行うとともに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 経常共同企業体承認願
- (2) 経常共同企業体協定書
- (3) 誓約書等その他市長が必要と認めた書類

2 前項各号に掲げる書類が経常共同企業体と神奈川県知事が締結した競争入札参加資格認定申請に係る共同受付に関する協定書に基づき神奈川県知事に提出されたときは、同項の規定により市長に提出されたものとみなす。

（経常共同企業体の資格認定等）

第23条 市長は、前条による申請を行った経常共同企業体が、第19条から第22条に定める要件のすべてに該当すると認めた場合は、規程第5条の規定による資格の認定を行

うものとする。

2 前項において、経営規模、経営状況に係る評点及びその他の評価項目の取扱いについては、共同企業体の資格審査要領（昭和 37 年 11 月 27 日付け建設省発計第 79 号）2「客観的事項の審査」を準用するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による認定を行った経常共同企業体について、規程第 6 条の入札資格者名簿に登録するものとし、規程第 7 条の有効期間を準用するものとする。
（経常共同企業体の重複指名禁止）

第 24 条 市長は、経常共同企業体と当該経常共同企業体の構成員を同一の工事の指名業者として指名することはできない。

（準用）

第 25 条 第 16 条から第 24 条までの規定（第 19 条第 2 号及び第 3 号を除く。）は、委託における経常共同企業体に準用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 特別共同企業体取扱基準（平成 5 年 5 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 特別共同企業体取扱基準（平成 13 年 7 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 特別共同企業体取扱基準（平成 14 年 6 月 1 日施行）は廃止する。
- 3 この基準の施行の際現に結成済の特別共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 10 月 25 日から施行する。